第九管区海上保安本部公示第39号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、 次のとおり公示する。

令和4年8月4日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 (公印省略)

姫川港海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県糸魚川地域振興局

住 所 新潟県糸魚川市南押上1丁目15-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 姫川港海岸(付図に示すとおり)

期 間 令和4年8月8日から令和4年9月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



